

## 埼玉県報

第 3070 号 平成 31 年(2019 年) 1 月 11 日 金曜日

#### 目次

#### 告示

- O 所沢都市計画事業(仮称) 三ケ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧(環境政策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定(水環境課)
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 軽油引取税に係る特約業者の指定告示(熊谷県税事務所)
- Q 県道朝霞蕨線の区域の変更(朝霞県土整備事務所)

#### 雑報

○ 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示(病害虫防除所)

## 埼玉県告示第二十号

た。 により、 ケ島工業団地 埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号) 所沢市から所沢市 周辺土地 区 画整理事業に の区域内にお 9 V 1 て て行われる所沢都市計 環境影響評 価 三調査計 第四条第三項の規定 三画事業 画 書  $\mathcal{O}$ 提出 (仮称 が ) <u>=</u> あっ

び期間は、 なお、 関 係地 次のとおり 域が 所 在する市 である。 町 村 並 び に 環 境影響評価 調 査 計 画 書  $\mathcal{O}$ 縦 覧  $\mathcal{O}$ 所及

平成三十一年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

所沢市、入間市、狭山市、東京都瑞穂町

一 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

所沢市都市計画課

人間市環境課

狭山市環境課

東京都瑞穂町環境課

期間

口

平成三十一年一月 +日 金) から平成三十 一年二月十二日 火 まで た

だし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

## 埼玉県告示第二十一号

う。 ため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域 有害物質によって汚染されており、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、 )を次のとおり指定する。 当該汚染による人の健康に係る被害を防止する (以下 「要措置区域」とい 特定

平成三十一年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

要措置区域

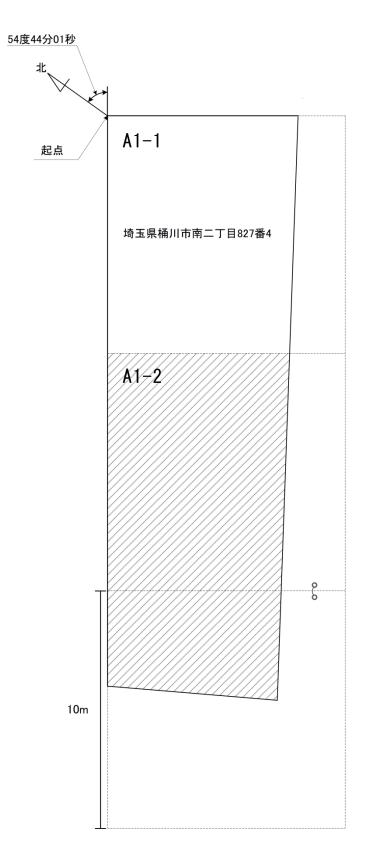
別図のとお り(埼玉県桶 川市南二丁目八百二十七番 兀  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 基準に適合してい 土壤汚染対策法施行規則 ない特定有害物質の 平 成 十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一 種類 項

テトラクロロエチレ

講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



- 凡例 —

----- 単位区画

—— 敷地境界•筆境界

要措置区域

#### - 起点 —

起点は、埼玉県桶川市南二丁目827番4の 最北端とする。

#### - 格子の回転角度(54度44分01秒) -

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10 m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

# 埼玉県告示第二十二号

い 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成三十一年一月十一日

# 埼玉県告示第二十三号

たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受け において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課

平成三十一年一月十一日

# 埼玉県告示第二十四号

11 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成三十一年一月十一日

# 埼玉県告示第二十五号

準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において松伏町から越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付 市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

# 埼玉県告示第二十六号

二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第松伏町から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、 て縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

# 埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

より、次のとおり特約業者の指定を行った。 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第一項の規定に

平成三十一年一月十一日

埼玉県熊谷県税事務所長 山 崎 高 章

指定年月日 平成三十一	所在地	主たる事務所又は   埼玉県本庄	氏名又は名称 亀山 久子
一年一月一日		庄市若泉三丁目十番十号	

# 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所におい その関係図面は、 平成三十一年一月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環 て一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

一 道路の種類 県道

一路線名 朝霞蕨線

三 道路の区域

		旧	
新	IΒ	新	
		別	
ででまって日三番六地先ま	先から朝霞市根岸台二丁目六一番五地朝霞市根岸台二丁目六一番五地	区間	
一七·〇五 二一·二五		(メートル) 敷地の幅員	
<i>)</i>	(メートル) 延 長		
		備	
	考		

## 雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

第五十六条第七項の規定により、平成三十年十月に収去した飼料等の試験結果の概飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)

要を次のとおり公表する。

平成三十一年一月十一日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

#### 1. 安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は 飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
エナーゼ産業株式会社 埼玉県長瀞町	同左	混合飼料	ビターゼ	30. 10	重金属ーカドミウム、鉛	無
同上	同左	混合飼料	ビターゼ145	30. 10	重金属一カドミウム、鉛	無
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	配合飼料	マルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料	30. 10	重金属ーカドミウム、鉛 ひ素	無
同上	同左	配合飼料	マルサン人工乳アフター P配合飼料	30. 10	重金属ーカドミウム、鉛 ひ素	無
株式会社鈴栄商事 本社工場 千葉県銚子市	同上	魚粉	65%フィッシュミール	30. 10	重金属-カドミウム、鉛 ひ素	無
(輸入業者) 全国酪農業協同組合 東京都港区	埼玉酪農業協同 組合 埼玉県深谷市	乾牧草	クレイングラス	30.8	重金属-カドミウム、鉛 ひ素	無
同上	同上	乾牧草	スーダングラス	30.8	重金属-カドミウム、鉛 ひ素	無
同上	同上	乾牧草	カナダチモシー	30.8	重金属-カドミウム、鉛 ひ素	無
(輸入業者) アタカ通商株式会社 東京都中央区	同上	乾牧草	オーツヘイ	30. 10	重金属-カドミウム、鉛 ひ素	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	魚粉	60%フィッシュミール	30. 10	重金属-カドミウム、鉛 ひ素	無

#### 2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸入) 年 月	試験結果の概要	違反の有無及 び違反の内容
エナーゼ産業株式会社 埼玉県長瀞町	同左	ビターゼ	30. 10	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
同上	同左	ビターゼ145	30. 10	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	同左	マルサン肉豚用大麦ミート ン配合飼料	30. 10	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
同上	同左	マルサン人工乳アフターP 配合飼料	30. 10	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維 粗灰分	無
株式会社鈴栄商事 本社工場 千葉県銚子市	同上	65%フィッシュミール	30. 10	栄養成分-粗蛋白、粗灰分	無
三幾飼料工業株式会社 草加工場 埼玉県草加市	同左	60%フィッシュミール	30. 10	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、粗灰分	無

<sup>(</sup>注)1. 飼料の名称の欄中の「 規 」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。